

足立区雇用調整助成金活用促進事業（助成金）のご案内

【新型コロナウイルス感染症特例措置に該当するものに限ります】

助成金の対象者	次のすべてに該当すること ・雇用調整助成金等について労働局長の支給決定を受けている事業主（個人も含む）。 ・区内に主たる事業所があり、雇用調整助成金等の申請をその住所地で行っていること。 ・同一内容で他の公的助成を受けていないこと。 ・中小企業基本法第2条に規定する中小企業者に相当する規模を上回る団体等でないこと。
助成対象経費	雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金の申請に係る社会保険労務士の事務手数料（代行費用等） ※新型コロナウイルス感染症特例措置に該当するものに限ります。 ※助成は1団体または個人につき1回までです。
助成金額	助成対象経費の全額で、上限10万円（千円未満切捨て）
申請期限	雇用調整助成金等の支給決定日（決定通知書の右上に記載された日付）から120日以内（複数回分の決定通知書が根拠となる場合には直近の決定日から120日以内）【予算額に達し次第終了】（令和4年3月末日必着）
必要書類	①交付申請書（様式1） ②公共職業安定所等から受領した助成金支給決定通知書の写し ※③の社会保険労務士への支払いに係るすべての決定通知書の写しが必要です。 （複数回の申請分の経費を合わせて支払っている場合等） ③社会保険労務士への経費の支払及び内訳が確認できる書面 例）・「雇用調整助成金代行申請手数料」等内容の記載された領収書の写し ・内容が記載された請求書＋入金済みが確認できる通帳の該当ページの写し等 ※顧問料等と合わせて支払いをしている場合は、内訳の確認ができるものの添付が必要になります。 ※通帳の写しを添付する場合は、振込先に社会保険労務士の口座名義が印字されることが必要です。（集金代行サービス会社の名義が印字される場合は領収証の写しをご用意ください。） ※インターネットでの振込の場合にも、領収書の写しまたは記載された通帳の写しをご用意ください。 内容を審査したうえで、交付決定書兼確定通知書（様式2）、および請求書兼口座振替依頼書（様式3）をお送りいたします。
問合せ・申請先	足立区企業経営支援課 就労・雇用支援係 〒120-8510 足立区中央本町1-17-1 足立区役所南館4階 Tel.03-3880-5469 ※申請書類の提出方法は原則、郵送とさせていただきます。 受付時間：平日午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝除く） 申請書はこちらからダウンロードできます。 http://www.city.adachi.tokyo.jp/chusho/shigoto/chushokigyoyouyouchousei.html 雇用調整助成金の申請代行を依頼する社会保険労務士をお探しの場合には、上記問い合わせ先にご連絡ください。東京都社会保険労務士会足立荒川支部に紹介を依頼します。